

副 本

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田富一

副本直送

第 1 0 準 備 書 面

平成20年10月 9日

宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

谷 田 容



同

白 井 裕



同

船 田 録



同

平 野 浩



被告指定代理人

田 辺 悦



同

大 島



同

露 木



同	安	藤	武	雄	
同	森	戸	英	雄	
同	平	山	浩	之	
同	宇	賀	神	丸	
同	宮	本	和	典	
同	関	口	昭	夫	
同	岡	野	英	樹	

第1 原告準備書面17（平成20年4月24日付け）の主張について

原告らは、準備書面17において、湯西川ダム及び南摩ダムの治水問題につき、国が示した見解（乙71、73の各1）に対する反論を行っているが、この原告らの主張に関しては、当該各事業を所管する国からその見解（乙79の1）が示されており、被告はこの国の見解を妥当とするものである。

なお、原告らの主張が、当該各事業に係る治水負担金支出の違法事由の主張として失当であることは、被告第8準備書面第1項で指摘したとおりである。

第2 原告準備書面18（平成20年7月3日付け）の主張について

原告らは準備書面18において、利根川本川が貫流しておらず、利根川本

川に接してもいない栃木県が八ッ場ダムの恩恵を受けることは基本的になく、栃木県が治水分として八ッ場ダムの建設費を負担する必要はなく、費用負担は不当であると主張する。

この点については、被告第4準備書面において八ッ場ダム治水負担の理由を述べたところであるが、以下補足する。

- 1 八ッ場ダムは、「利根川上流ダム群」の一つとして、群馬県八斗島における基本高水流量のうち5,500m³/秒の洪水調節の一翼を担うものとされている。

利根川本川の想定氾濫区域図（乙64）の範囲には栃木県が含まれており、利根川上流ダムの洪水調節により下流部の流量低減が図られ、利根川本川の洪水氾濫から守られるべき氾濫区域がある栃木県も著しい利益を受けることとなるため、河川法63条1項に基づき、利根川上流の多目的ダム建設費の一部を負担している。

なお、負担率割合算定については、既に原告らが求めた調査嘱託に対する国の回答（平成20年4月9日付け国関整河計第162号）により明らかにされているところであり、栃木県としてもこの回答を是認し、建設費の負担をしているところである。

- 2 原告らは想定氾濫区域図（以下「氾濫図」という。）よりも浸水想定区域図（甲B63。以下「浸水図」という。）に従えば栃木県の負担率は1/10以下になると主張する。

しかし、氾濫図は先の調査嘱託に対する国の回答（前掲）で説明がなされているとおり、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）1条の2第2号において、「洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域」と定義されており、また、「河川管理に関する国と地方の役割分担について」中間答申（平成11年8月5日河川審議会）において、より具体的に「洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にあ

る区域」と定義されている。

一方、浸水図は、水防法14条の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を河川管理者が示したものであり、現状のダム等の洪水調節施設、堤防整備状況において、概ね200年に1回程度の大雨により発生する、ある1つのパターンの洪水について、仮に利根川本川が破堤氾濫した場合に、シミュレーションにより浸水する恐れがある区域を示したものである。

このように作成における前提条件や使用目的が全く異なっている図面を対比し、浸水図に従えば栃木県負担率が1/10以下になるといったような主張は的外れというべきである。氾濫図は計画高水位と沿川の地盤高をもとに作成しているため、様々な洪水パターンにより変化しないことから、ダムの洪水調節に係る各都県の費用負担割合を算定する際の受益範囲は、氾濫図によって画するのが合理的なのである。

- 3 原告らは、栃木県が国の意見照会に対して、異議を唱えることなく、検証を怠って国交省の主張に唯々諾々と従い、恩恵を受けない事業に対して不当に多額な費用を負担することは違法な行為であるとも主張する。

この検証を怠った旨の主張が、どのような検証を行うべきであったというのか明らかではないが、国が作成した氾濫図の正確性等を検証するには、改めて県独自に関係データを収集しなければならないものであり、そのためには極めて莫大な経費を要することは明らかである。そのような検証を行わなかったからといって違法の問題が生ずるということはありません。

なお、それ以外の主張については、被告第4準備書面において反論したとおりであり、河川法63条1項にいう著しい利益を受けるかどうか、これを受けるとした場合にその受益の限度におけるものとしてどの程度の費用負担をさせるかを判断し、決定する権限は、国土交通大臣にあり、費用負担させ

ようとするときは、同 2 項により都府県知事の意見を聞かなければならないが、その意見に法的に拘束されるものではない。県が、異議のない旨の回答をなし、また、その後においても国土交通大臣による当該負担金の賦課に異を唱えてないことは、法律上、当該負担金の支出に関する財務会計上の行為に当たらないことはもとより、その原因にもならないものである。